

資格の大原

第75回税理士試験

解答速報

国税徴収法

本解答は令和7年8月8日17時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

本試験採点・分析サービス

受付期間 2025年 8/7(木)～8/20(水)



自己採点結果を入力するだけですぐに「予想得点」を送信します。さらに分析サービス登録者限定で、全国集計後に「最新合格ラインの読み」「得点分布表」「正答率・難易度表」が公開されるアドレスも送信!ぜひ、ご利用ください。

〔第一問〕－40 点－

問 1 （20点）

問 1 (1) （8 点）

- (1) 交付要求は、先行の強制換価手続の解除によりその効力を失うのに対して、参加差押えは、先行の滞納処分による差押えの解除により、一定時点に遡って差押えの効力を生じる。なお、一定時点とは次のとおりである。
- ① 動産及び有価証券……参加差押書が滞納処分による差押えをした行政機関等に交付された時
 - ② 不動産（鉱業権を除く。）、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶……参加差押通知書が滞納者に送達された時（参加差押えの登記がその送達前にされた場合には、その登記がされた時）
 - ③ 鉱業権……参加差押えの登録がされた時
 - ④ 電話加入権……参加差押通知書が第三債務者に送達された時
- (2) 参加差押えをした財産が動産、有価証券、自動車、建設機械又は小型船舶であるときには、その先行の差押えの解除に伴い差押財産の引渡しを受けることができる。
- (3) 参加差押えをした税務署長には換価の催告権及び不動産については換価執行決定が認められているのに対して、交付要求をした税務署長には認められていない。

問 1 (2) （6 点）

〔1〕概 要

差押財産の換価は、公売、随意契約による売却、国による買入れのいずれかの方法により行う。なお、原則は公売により換価を行う。

〔2〕公 売

- (1) 税務署長は、差押財産等を換価するときは、これを公売に付さなければならない。
- (2) 公売は、入札又は競り売りの方法により行わなければならない。

〔3〕随意契約による売却

次のいずれかに該当する場合には、税務署長は、差押財産等を、公売に代えて、随意契約により売却することができる。

- (1) 法令の規定により、公売財産を買い受けることができる者が一人であるとき、その財産の最高価額が定められている場合において、その価額により売却するとき、その他公売に付することが公益上適当でないと認められるとき
- (2) 取引所の相場がある財産をその日の相場で売却するとき
- (3) 公売に付しても入札等がないとき、入札等の価額が見積価額に達しないとき、又は買受代金を納付の期限までに納付しないことにより売却決定を取り消したとき

〔4〕国による買入れ

国は、公売に付しても入札等がないときその他一定の場合に該当するときにおいて、必要があるときは、その直前の公売における見積価額でその財産を買い入れることができる。

問 1 (3) (6 点)

(1) 申請書の補正

税務署長は、申請書の提出があった場合において、これらの申請書についてその記載に不備があるとき又はこれらの申請書の添付書類についてその記載に不備があるとき・提出がないときは、その申請者に対してその申請書の訂正又はその添付書類の訂正・提出を求めることができる。

この場合においては、その旨及びその理由を記載した書面により、その申請者に通知する。

(2) みなし取下げ

申請書の訂正又は添付書類の訂正・提出を求められたその申請者は、その通知を受けた日の翌日から起算して20日以内にその申請書の訂正又はその添付書類の訂正・提出をしなければならない。この場合において、その期間内にその申請書の訂正又はその添付書類の訂正・提出をしなかったときは、その申請者は、その期間を経過した日においてその申請を取り下げたものとみなす。

問 2 (20点)

問 2 (1) (10点)

〔1〕 相続があった場合の差押えに関する規定

(1) 趣 旨

相続があったときは、財産とともに納税義務も承継され、被相続人の租税は、被相続人の財産であった相続財産からまず徴収するのが条理に適し、また通常相続人の固有財産は相続人の生活、営業と密接な関係があるため、差押えにより納税者に与える苦痛も大きいものと考えられる。そこで、まず相続財産から差し押さえるべき旨の訓示規定が設けられている。

(2) 概 要

徴収職員は、被相続人の国税につきその相続人の財産を差し押さえる場合には、滞納処分の執行に支障がない限り、まず相続財産を差し押さえるように努めなければならない。

〔2〕 制度的保障となる相続人からの差押換えの請求

被相続人の国税につき相続人の固有財産が差し押さえられた場合においては、その相続人は、税務署長に対し、次のすべてに該当する相続財産を有することを理由として、その財産の公売公告の日までにその差押換えを請求することができる。

- (1) 換価が容易なものであること
- (2) 第三者の権利の目的となっていないものであること
- (3) 滞納国税の全額を徴収できるものであること

問2(2) (10点)

〔1〕相続人の承継税額

(1) 相続による国税の納付義務の承継

① 納付義務の承継

相続があった場合には、相続人等は、その被相続人の納付義務を承継する。

② 承継する国税の範囲

相続人が2人以上あるときは、各相続人が承継する国税の額は、法定相続分等によりあん分して計算する。

よって、被相続人の滞納所得税1,200万円は次のように相続人等が承継する。

$$\text{妻 A} \quad 1,200 \text{万円} \times \frac{1}{2} = 600 \text{万円}$$

$$\text{長男 C} \quad 1,200 \text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 200 \text{万円}$$

$$\text{次男 D} \quad 1,200 \text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 200 \text{万円}$$

$$\text{三男 F の子 H} \quad 1,200 \text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = 100 \text{万円}$$

$$\text{三男 F の子 I} \quad 1,200 \text{万円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = 100 \text{万円}$$

〔2〕相続人の納付責任額

相続人のうちに相続によって得た財産の価額が上記(1)②により計算した国税の額を超える者があるときは、その相続人は、その超える価額を限度として、他の相続人が納付義務を承継する国税を納付する責任を負う。

(1) 取得する財産の価額

妻 A 甲不動産 5,000万円

長男 C 乙不動産 2,000万円

次男 D 丙銀行の預金 500万円

三男 F の子 H 丁銀行の預金 600万円

(2) 納付責任額

妻 A 5,000万円－600万円＝4,400万円

長男 C 2,000万円－200万円＝1,800万円

次男 D 500万円－200万円＝300万円

三男 F の子 H 600万円－100万円＝500万円

三男 F の子 I なし

〔第二問〕－60 点－

問 1（15 点）

〔1〕徴収できる理由

絵画①は火災により焼失しているが、保険に付されている財産に対する差押えの効力により徴収ができる。

〔2〕保険に付されている財産に対する差押えの効力

差押財産が損害保険に付されているときは、その差押えの効力は、保険金の支払を受ける権利に及ぶ。

ただし、財産を差し押さえた旨を保険者に通知しなければ、その差押えをもって保険者に対抗することができない。

よって、保険会社 C に対し、絵画①を差し押さえた場合において、その旨を通知していることから差押えの効力が及ぶ

〔3〕徴収できる金額

（1）根 拠（法定納期限等以前に設定された質権の優先）

本問の場合には、質権（設定 令和 6 年 1 月 15 日）は、消費税及び地方消費税の法定納期限等（令和 5 年 3 月 31 日）後に設定されているため、消費税及び地方消費税に劣後する。

（2） 配当順位及び配当金額

上記(1)により、次のようになる。

第 1 順位	消費税及び地方消費税	100 万円
	合 計	<u>100 万円</u>

問 2（10 点）

〔1〕概 要

差押禁止財産に当たる財産は、絵画②及び賞杯が該当する。

〔2〕差押えが禁止される趣旨

（1） 絵画②

絵画②は、発明又は著作に係るもので、まだ公表していないものに該当し、創作を保護することを趣旨として差押えが禁止される。

（2） 賞杯

賞杯は滞納者が受けた勲章その他名誉の章票に該当し、授与された者の名誉を尊重し、精神的生活の安寧を保護しようとする趣旨として差押えが禁止される。

問3 (10点)

〔1〕 差押えができる金額

- (1) 退職手当等から差し引かれる租税公課

$$60,000円 + 37,000円 + 54,000円 = 151,000円 \text{ (千円未満切上)}$$

- (2) 最低生活費保障額

$$(100,000円 + 45,000円 \times 2人) \times 3 = 570,000円 \text{ (千円未満切上)}$$

- (3) 支給期間対応額

$$2年3ヶ月 - 5年 < 0 \quad \therefore \text{なし}$$

- (4) 差押禁止額

$$(1) + (2) = 721,000円$$

- (5) 差押えできる金額

$$2,740,000円 - (4) = 2,019,000円$$

〔2〕 滞納者Xの承諾がある場合

滞納者Xの承諾がある場合には、承諾の範囲内において差押禁止額の全部又は一部について差押えをすることができる。

問4 (25点)

〔1〕 徴収するためにとり得る措置及び徴収することができる金額

- (1) 概要

株式会社Aに対して同族会社の第二次納税義務を追及することとなる。

- (2) 同族会社の第二次納税義務

① 成立要件

次のすべてに該当するため成立する。

- (イ) 滞納者Xがその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する株式会社Aの株式を有すること

- (ロ) (イ)の株式につき再度換価に付してもなお買受人がないこと

- (ハ) (イ)の株式を除き、滞納者Xに、滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められること

$$\text{外貨通貨}60\text{万円} + \text{保険金支払請求権}100\text{万円} + \text{退職金}2,019,000円 = 3,619,000円$$

$$\text{滞納額}1,500\text{万円} - 3,619,000円 = 11,381,000円 \text{ (徴収不足)}$$

② 第二次納税義務者

同族会社である株式会社A

③ 責任限度

滞納者Xが有するその同族会社である株式会社Aの株式の価額を限度とする。

ただし、消費税及び地方消費税の法定納期限（令和5年3月31日）の1年以上前に取得したものを除く。

よって、次の金額が徴収できる金額となる。

$$\frac{4,300\text{万円} - 2,600\text{万円}}{1,000\text{株}} \times 300\text{株} = 510\text{万円}$$

- (3) 徴収手続

① 納付通知書による告知等

Y税務署長は、納税者Xの消費税及び地方消費税を第二次納税義務者である株式会社

Aから徴収しようとするときは、その者に対し、徴収しようとする金額、納付の期限その他必要な事項を記載した納付通知書により告知しなければならない。

この場合においては、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に対しその旨を通知しなければならない。

なお、納付の期限は、納付通知書を発する日の翌日から起算して1月を経過する日とする。

② 納付催告書による督促

第二次納税義務者である株式会社Aがその消費税及び地方消費税を納付通知書に記載した納付の期限までに完納しないときは、Y税務署長は、繰上請求をする場合を除き、納付催告書によりその納付を督促しなければならない。

なお、納付催告書は、別段の定めがあるものを除き、その納付の期限から50日以内に発するものとする。

③ 第二次納税義務者に対する滞納処分

第二次納税義務者である株式会社Aが督促を受け、その督促に係る消費税及び地方消費税をその納付催告書を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、徴収職員Wは、その消費税及び地方消費税につき、その財産を差し押さえなければならない。

□合格ラインの読み口

本年度の試験は、〔第一問〕40点、〔第二問〕60点の配点でした。

第一問、第二問ともに、一部解答しにくい出題はありましたが、全体的にはしっかり解答できた方が多いものと予想されます。

〔第一問〕

問1 (1) 交付要求と参加差押えの異同は、一定時点を除き、しっかりと解答できていた方が多いと思われます。
よって、5点(8点満点)は得点してほしい問題でした。

問1 (2) 差押財産の換価の方法は、国による買入れを除き、しっかりと解答できていた方が多いと思われます。
よって、4点(6点満点)は得点してほしい問題でした。

問1 (3) 申請書の補正及びみなし取下げは、しっかりと解答できていた方が多いと思われます。
よって、4点(6点満点)は得点してほしい問題でした。

問2 (1) 相続があった場合の差押に関する規定は、しっかりと解答できていた方が多いと思われます。
よって、8点(10点満点)は得点してほしい問題でした。

問2 (2) 相続人の承継税額及び納付責任額は、規定部分はしっかりと解答できていた方が多いと思われますが、税額計算については難易度が高く、解答できた方は少ないと思われます。
よって、3点(10点満点)は得点してほしい問題でした。

〔第二問〕

問1 火災で焼失した絵画①は、徴収できる根拠及び金額共にしっかりと解答できていた方が多いと思われます。
よって、12点(15点満点)は得点してほしい問題でした。

問2 差押禁止財産の判断は解答できた方が多いと思われますが、その趣旨については難易度が高く、解答できた方は少ないと思われます。
よって、3点(10点満点)は得点してほしい問題でした。

問3 退職金についての差押できる金額は、承諾がある場合を除き、しっかりと解答できていた方が多いと思われます。
よって、9点(10点満点)は得点してほしい問題でした。

問4 同族会社の第二次納税義務は、しっかり解答できた方が多かったと思われます。
配点や用紙の分量より、徴収手続も解答範囲と考えられますが、得点できていなくても構いません。
よって、17点(25点満点)は得点してほしい問題でした。

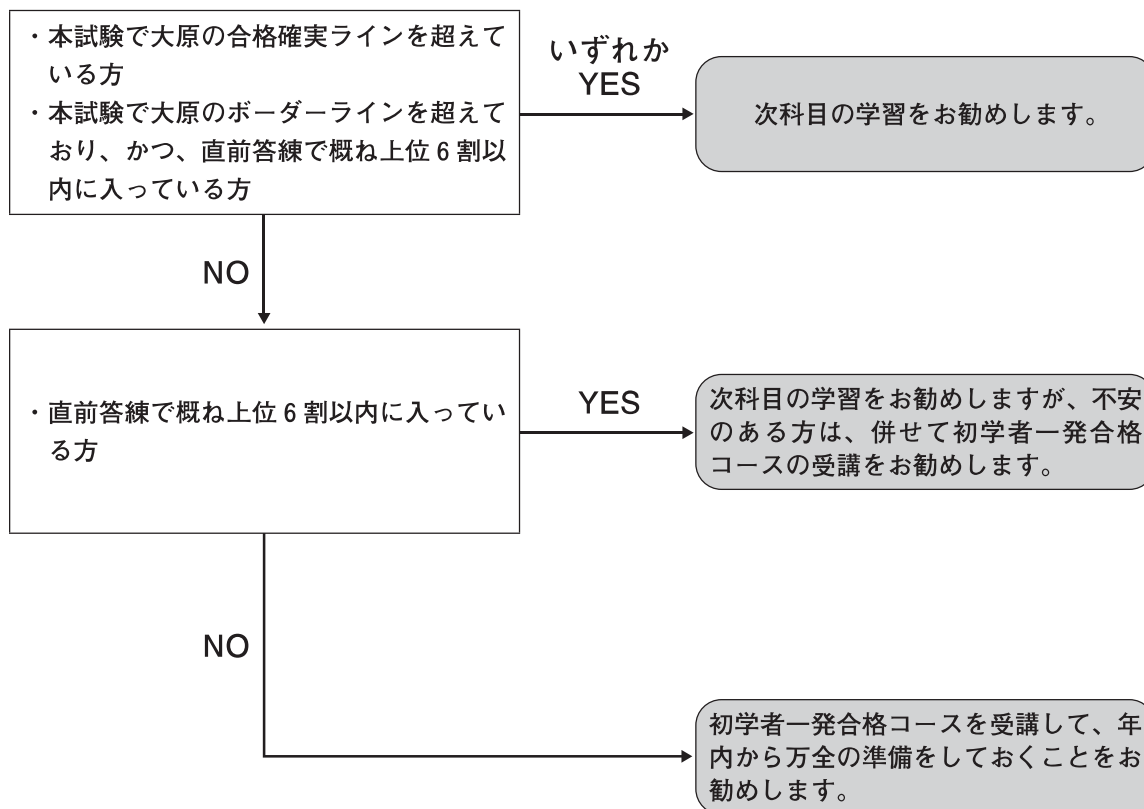
総合して、ボーダーラインは65点、合格確実ラインは81点前後になると予想されます。

学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。

また、各コースの内容も併せて参考にしてください。

なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談を承っておりますので担当講師などにお気軽にご相談ください。



コ ー ス 紹 介

9 月開講【初学者一発合格コース】

講義回数：41回（週 1 回）

講義時間：2 時間30分、第33講より 3 時間

国税徴収法を学習され、本試験を受験された方であっても、本試験での出来具合や、前年度の学習状況によっては、9 月から初学者一発合格コースでの学習を始めることが合格への近道となります。

初学者一発合格コースは、年内の 4 ヶ月で基礎項目及び重要論点の 1 回転学習を行い、1 月からの初学者短期合格コースに合流するコースです。

9 月から学習を始めることで、早めに理論対策に取り組めるため、1 月から 2 回転目の学習をすることにより理解度が高められるという利点があります。

ボリュームの少なさから、学習が疎かになりがちな科目ですので、学習計画を上手く立てられずに試験を迎えてしまったような方には、年内からの基礎一巡が年明けの学習負担の軽減に大きく役立ちますので、学習不足を感じた方や理論対策に苦勞された方で確実に学習項目の定着を図りたい方は、9 月からの初学者一発合格コースの受講をお勧めします。